

《非農地 証明願》

★受付締切は、原則として**毎月 8 日**です。

ただし、8 日が休日の場合、前日の開庁日までとします。

★提出部数は、【正 1 部】です。

土地の登記 事項証明書	<p><法務局>全部事項証明書</p> <p>①現住所と登記の住所が相違する場合は、住民票を添付</p> <p>②相続登記未了の場合（いずれか）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相続登記終了後に申請（原則） ・相続人全員による共同申請 ・遺産分割協議書あるいは相続放棄同意書
位 置 図	<p>①申請地の位置及び周辺の状況図面</p> <p>②申請地及を赤で表示し方位を記入</p>
地籍図又は 字 限 図	<p><法務局></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法務局保管の写し ・登記情報提供サービスで取得した場合 入手日、入手者の氏名を記載し押印
20 年経過を 証明する 客観的書類	<p>① 建物が登記済の場合、建物の登記事項証明書</p> <p>② 建物が未登記の場合、税の評価証明書（建築年の記載が必要）</p> <p>③ ①②の場合で、申請地と証明書等の所在地番が不一致の場合、建物の位置図</p> <p>④ ①～③がない場合は、財団法人日本地図センターの証明印がある空中写真</p> <p>⑤ ④の写真で判別困難の場合、自治会長等の確認書を添付</p>
農 振 法 に よる 証 明 書	<p><農林水産課></p> <p>農振法による農振農用地区域外である証明書等</p>
現 況 写 真	申請地を赤で表示し、撮影年月日、撮影方向等を記入

※証明書等は、発行から 3 カ月以内のものを添付してください。